

令和6年度横浜市精神科病院虐待通報窓口の状況について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」といいます。）に基づき、横浜市は令和6年4月1日から精神科病院虐待通報窓口を設置しました。精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した方は、速やかに都道府県や政令市に通報することが義務付けられたため、本通報窓口において通報の受付、事実確認等の対応を行っています。

このたび令和6年度の通報等の状況について取りまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

1 受付窓口の概要

名称	横浜市精神科病院虐待通報窓口
対象地域	横浜市内の精神科病院（28箇所）
通報対象者	(1) 横浜市内の精神科病院で業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した方 (2) 横浜市内の精神科病院で業務従事者による虐待を受けたご本人

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 通報窓口受付状況

通報件数：121件

※虐待以外の相談や重複通報は除きます。

4 虐待の認定について

虐待の通報を受けた際には「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日付障発1127号第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）に沿って、対応しています。

認定の類型	件数	計
虐待事案である	10件	
虐待事案でない	105件	
現段階では疑いの状態	6件	121件

《虐待事案の例》

- ・患者から暴力を受けたことに対し、職員が殴打したこと（身体的虐待）
- ・職員が患者を強く貶めるような発言をしたこと（心理的虐待）
- ・介助が必要な患者をベッド上で長時間放置したこと（放棄・放置） 等

5 通報の内訳

法第40条の7において都道府県が毎年度公表することとされているもので、公表事項については「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」（令和6年3月7日付障発0307第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長）によるものです。内訳は、別紙のとおりです。

6 法律（抜粋）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

（公表）

第 40 条の 7 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

お問合せ先
健康福祉局精神保健福祉課長 秋山 直之 Tel 045-662-3526